

令和6年度 事業決算報告書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

公益財団法人 亀岡市福祉事業団

目 次

法人概要	- 1 -
事業実施状況	- 5 -
総括事項	- 5 -
福祉事業(公益事業1)	- 6 -
施設管理及び施設貸与事業(公益事業2)	- 15 -
施設貸与(非公益)事業(収益事業)	- 16 -
実施事業活動状況及び登録グループ一覧	- 17 -
施設の利用状況及び稼働率	- 27 -
貸借対照表	- 29 -
正味財産増減計算書	- 30 -
正味財産増減計算書内訳表	- 34 -
財務諸表に対する注記	- 37 -
附属明細書	- 38 -
財産目録	- 39 -

令和6年度事業報告

1 法人概要

(1) 設立年月日

昭和57年11月1日 設立

昭和58年 2月1日 財団法人移行

平成25年 4月1日 公益財団法人移行

(2) 設立経過

昭和57年3月に「福祉都市宣言」を行った亀岡市が、市民福祉の活動拠点として「亀岡市総合福祉センター」を建設し、昭和57年9月30日に完成しました。亀岡市福祉事業団は、その管理運営を行う法人として設立された市の外郭団体であり、総合福祉センターの設置目的実現のため、市と連携して公共サービスの提供を担ってきました。

(3) 定款に定める目的

障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与すること。

(4) 定款に定める事業内容

- ① 障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業
- ② 障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業
- ③ 亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 主たる事務所

京都府亀岡市内丸町45番地の1

(6) 役員等に関する事項 (令和7年3月31日現在)

① 評議員

役 職	氏 名	就任年月日
評 議 員	大橋 修一	令和6年6月28日
評 議 員	桂 喜久子	平成28年6月2日
評 議 員	和田 茂明	平成28年6月2日
評 議 員	稲村 智子	令和3年5月28日
評 議 員	栗山 明子	令和3年5月28日
評 議 員	田端 京子	令和3年4月9日

② 理事・監事

役 職	氏 名	就任年月日
理 事 長	佐々木 京子	令和6年5月29日
常務理事	吉田 恵	令和3年4月1日
理 事	三浦 香澄	令和6年5月29日
理 事	俣野 健二	平成25年4月1日
理 事	小寺 邦明	平成28年6月2日
理 事	亀井 鶴子	令和5年4月12日
監 事	市原 邦弘	令和6年4月12日
監 事	三宅 邦子	令和6年4月12日

(7) 職員に関する事項 (令和7年3月31日現在)

区 分	職員数	備 考
館長 (常務理事兼総務課長事務取扱)	1名	
主幹、主査、主事	4名	
再 雇 用 職 員	2名	
計	7名	※前年度職員数と同数

(8) 会議及び議決事項

① 評議員会

開催日	議案番号	件名	議決年月日
臨時 (令和6年4月12日)	第1号	監事の選任について	令和6年4月12日
定時 (令和6年5月29日)	第1号	令和5年度事業報告及び決算について	令和6年5月29日
	第2号	理事及び監事の選任について	
(書面) (令和6年6月28日)	第1号	評議員の選任について	令和6年6月28日

② 理事会

開催日	議案番号	件名	議決年月日
(書面) (令和6年4月1日)	第1号	監事候補者の選定について	令和6年4月1日
第1回 (令和6年5月14日)	第1号	令和5年度事業報告及び決算について	令和6年5月14日
	第2号	令和6年度定時評議員会の開催について	
	第3号	理事及び監事候補者の選定について	
第2回 (令和6年5月29日)	第1号	理事長(代表理事)の選定について	令和6年5月29日
	第2号	常務理事(業務執行理事)の選定について	

開催日	議案番号	件 名	議決年月日
(書 面) (令和6年6月27日)	第1号	臨時評議員会の開催について	令和6年6月27日
	第2号	評議員候補者の選定について	
(書 面) (令和7年1月27日)	第1号	会計規程の一部改正について	令和7年1月27日
(書 面) (令和7年2月10日)	第1号	令和6年度補正予算について	令和7年2月10日
第3回 (令和7年3月21日)	第1号	令和7年度事業計画について	令和7年3月21日
	第2号	令和7年度収支予算について	
	第3号	事業団給与規定の一部改正について	
	第4号	事業団再雇用規定の一部改正について	
	第5号	事業団嘱託職員就業規則の一部改正について	
	第6号	事業団アルバイト職員就業規則の一部改正について	
	第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う事業団関係規定の一部改正について	
	第8号	令和7年度第1回臨時評議員会の開催について	

2 事業実施状況

(1) 総括事項

公益財団法人亀岡市福祉事業団は定款に基づき、令和6年度も公益財団法人としての運営体制の強化と定款に定める目的の達成と事業の充実に努めてまいりました。結果、当該年度の公益目的事業比率は77.5%（前年度77.1%）となりました。

さらに当事業団は亀岡市から総合福祉センターの指定管理者として指定を受けており、令和6年度は、新たな4年間の初年度となりました。当該施設の管理とともに、総合福祉センターを構成する障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家、勤労青少年ホームの各事業についての業務委託に加え、事業団の自主事業として交流事業や働く女性の家自主事業の取り組みも併せて実施しました。

令和6年度は、利用者の利便性を向上させるために利用申請について見直し、窓口のみでの受付方法から電話での申請受付を導入しました。利用しやすい方法を検討し利用件数、利用人数、利用料金及び稼働率の増加に努めました。

今後も引き続き、公益財団法人として、その設立趣旨に則り、市民の生きがい・健康づくりにつながる学習機会の提供、主体的な市民活動への支援などに積極的に取り組み、市民福祉の向上に努めてまいります。

① 総合福祉センターの概要

名称	亀岡市総合福祉センター	
所在地	亀岡市内丸町 45 番地の 1	
建物概要	鉄筋コンクリート造 4 階建一部 2 階建 敷地面積 1,696.75 m ² 、延床面積 2,985.92 m ²	
施設構成	1 階	コミュニティホール、情報コーナー、会議室、集会室、訓練室、事務室
	2 階	教養娯楽室、健康相談室、会議室、録音室、団体事務室
	3 階	会議室、談話室、相談室、託児室、講習室、和室、料理実習室、屋上庭園
	4 階	音楽室、娯楽談話室、団体事務室、講習室、集会室、軽運動室
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで	
休館日	火曜日、祝日法による休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	
現指定管理期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	

② 最近5年間の総合福祉センターの利用状況 (単位: 件、人、円、%)

年度	利用件数	利用人数	利用料金	稼働率
令和 2 年度	3,936	30,355	1,939,990	23.43
令和 3 年度	3,836	29,873	1,893,250	23.20
令和 4 年度	4,777	41,938	2,461,782	30.12
令和 5 年度	5,065	44,151	2,532,036	32.71
令和 6 年度	5,230	45,323	2,551,546	33.09

※稼働率は貸与対象の部屋のみの率

(2) 福祉事業 (公益事業1)

① 障害者福祉事業 (障害者福祉センター)

障害者福祉センターでは、『障害者総合支援法』に基づき、障がい者が住みなれた地域で暮らすことのできる自立と共生の社会の実現を総合的に支援するため、意思疎通支援事業、生活訓練事業、社会参加促進事業等を実施しました。

意思疎通支援事業として、意思疎通支援者派遣事業、奉仕員養成講座、実践講座を実施しました。

意思疎通支援者派遣事業は、平成30年4月1日に施行された「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」にあるコミュニケーション支援及び情報保障として意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣業務を行いました。手話通訳者の派遣業務は通訳職員及び登録手話通訳者で対応しており、令和6年度実績は、派遣件数671件、(対前年度比3.2%増)、延べ派遣人数992人(同1.2%減)、延べ所要時間は1,710.5時間(同0.7%減)となっています。件数が増加したのは、病院通訳と住居生活通訳が増えたためです。また、要約筆記の派遣業務については、登録要約筆記者及び職員の派遣で、令和6年度実績は、派遣件数139件(同16.8%増)、延べ派遣人数288人(同21.0%増)、延べ所要時間数665.5時間(同20.7%増)となっています。合理的配慮の義務化により、催し(講演会・イベントなど)や事業などの派遣依頼が昨年度よりも増えました。

手話通訳の派遣内容としては、個々の暮らしに関わる医療や健康など生活面での通訳が多く、次いで情報提供・生活訓練講座などの障害者福祉センター事業や当事者が参画する

会議・集会などへの派遣、これらで全体の90%を占めています。

派遣対象者の高齢化で60歳以上の人への派遣が全体の75.1%（うち75歳以上41.2%）となっており、高齢化により健康面の不安や体力の低下などにより社会参加の幅が狭まってきています。盲ろう者への触手話派遣は6.4%増となっており、盲ろう者の外出支援の制度などを利用して外出されていますが、こちらも同じく体力面での減退が見られ、医療・介護場面の支援の数が増えました。

要約筆記は、講演会・イベントなどの集会場面のパソコン要約派遣が昨年度に引き続き増加しました。

人材養成・研修事業では、手話奉仕員養成講座の入門編並びに基礎編を開催し、それ以外にもステップアップ講座や手話通訳者現任研修などレベルに応じた講座を開催しました。また、京都府の奉仕員養成講座カリキュラムの変更に伴い、亀岡市でも令和6年度入門編から順次変更していくこととしています。その他啓発事業として、いきいき手話広場も開催しました。

要約筆記奉仕員養成講座については、令和5年度は参加申し込みが少なく、開講できませんでしたが、令和6年度は定員に達する申し込みがあり、無事に開講することができました。また、要約筆記者現任研修を実施するとともに要約筆記体験講座も開催し、令和7年度の奉仕員養成講座の受講に繋げるための啓発活動としました。

令和6年度の実績として、手話関係講座（現任研修含む）は、延べ123回で、1,288人、要約筆記関係講座（現任研修含む）は、延べ41回で、271人でした。手話講座終了後には、手話サークルに入会するなど自主的に学びを深めたり、日常生活で当事者との実践を重ねたりする受講者も見受けられました。

意思疎通支援者の受験資格を得るには、亀岡市手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座を受講後に、府内2か所で開催される京都府手話通訳者養成講座（3年間）・要約筆記者養成講座（1年間）を修了した後、統一試験を受けることとなります。また合格率も低いことから、新たな支援者の人材確保が厳しい状況となっています。令和6年度の京都府手話通訳者の合格者は1名のみ、要約筆記者の合格はありませんでした。

住みなれた地域で暮らす聴覚障がい者への情報保障は不可欠なものです。聴覚障がい者に対する理解を広げるとともに簡単な手話や筆談で対応できる人材の養成、さらに未就学高齢ろう者への手話通訳や盲ろう者への触手話通訳、集会等での情報保障を担うパソコン要約筆記者など、いずれも高度な技術を要します。引き続き登録意思疎通支援者の現任研修事業の充実を図りたいと考えています。

生活訓練事業、社会参加促進事業としては、生活訓練・家事訓練など日常生活に不可欠

な動作の維持・改善のため作業療法を兼ねた各種講座事業やスポーツ普及事業を実施計画しました。また、フレイル予防のために総合福祉センターに来て人と交流でき、好きなことが出来ることは、自分にとっての生きがいになっていることを改めて感じておられました。障がい別のニーズに合わせて実施した事業では、同じ障がいのある仲間が集まり活動することで一人ではない、分かり合える仲間がいるという安心感や心強さがきっかけとなり、社会参加につながる意欲が受講生の中に出てきました。また、障がいを分けずに実施した書道、生け花、絵手紙、パソコン学習などの事業では、お互いの障がいを理解することで、互いのフォローが自然にできるなど、やりがいや意欲の向上につながってきています。しかしながら同時に、障がいに合わせた対応が求められる場面も多くあり、状況に合わせた配慮が必要となりました。また、視覚障がい者・難聴者・中途失聴者・聴覚障がい者・盲ろう者などを対象とした情報提供事業についても、対象者の多くが65歳以上の高齢者となっており、社会参加の幅が狭まりつつありますが、引き続き対象者のニーズを聞き取りながら身近な暮らしについての情報提供・交換に努めています。

② 高齢者福祉事業（中央老人福祉センター）

中央老人福祉センターは、市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、生きがいの創出や向上、健康の保持・増進、世代間交流や社会参加をテーマに各種事業を実施し、高齢者の社会参加と住民交流の促進を図りました。また、併せてマッサージサービス事業の受付業務（平成30年度～）も行いました。

各講座事業の開講期間中は、受講者への会話を心掛け、話しやすい環境づくりや健康状態などの変化にも気を付けるよう努めました。また、講座最終日には各講座受講者に対してアンケートを実施、当該講座の感想や受講者ニーズの把握を行うとともに、それを反映させるための実態把握にも努めています。

令和6年度中央老人福祉センターの事業活動状況については、事業（講座）数、登録人数、実施回数、延参加人数が各々微減となりましたが、新規受講者数は26人の増加となりました。

新規受講者数の増加の要因は、広報手段（亀岡市広報や福祉センターホームページ等）というよりは口コミによるところが大きいと思われます。それ以外の数値の減少の要因としては、昨年度の場合、開講できなかった講座の代替講座として年明けに「男の健康料理講座」や「わくわく絵てがみ・切り絵講座」の回数追加、次年度に向けてのプレ講座等とし

て実施していたものを今年度は代替講座を交流事業（2024 亀岡市総合福祉センター活動展）内で実施、交流事業の活動状況にカウントしたためと思われます。

出席率については、開講した10講座（「相談業務」と「ものづくり講座」を除く）の平均が約87%となりました。これは昨年度と比べてほぼ横ばいの状況で、引き続き高い出席率となりました。ただ、例年以上に年明けの出席率が低くなった講座があり、その理由として寒さや積雪が影響したものではないかと考えています。健康に関する講座のように出来るだけ年間を通じて開催することを希望される講座がある反面、出席率の低くなる講座については講座内容によって、年内で終了する講座の実施も検討していきたいと考えています。

生きがいづくりに関する講座では、スマホに関する講座に変わる事業として新たに「シニアの知って得するシリーズ」と銘打って、高齢者の生活に役立つ内容にスポットを当てた講座を実施。その第一弾として令和6年4月1日から義務化された相続登記を中心とした「相続」をテーマに事業を実施しました。

テーマがタイムリーだったこともあり、大変好評で多くの受講がありました。また、受講者からの強い要望もあり、当初の予定にはありませんでしたが、終了後に個別相談（期間限定）も実施しました。来年度も「60歳からの働き方」や「保険の見直し」、「リフォーム」など、高齢者のニーズに合ったテーマで実施したいと考えています。

健康づくりに関する講座では、「スポーツボイス講座」が3年目を迎えました。継続することによる効果として「声が出やすくなった」「心肺機能が向上した」等を実感できることもあり、引き続き多くの人の受講と問い合わせをいただきました。今年度も無料の体験会を行った後に募集するという方法で実施しましたが、できるだけ多くの人に参加していただけるよう、無料の体験会については初めての人を優先して受け付けるよう工夫をしました。

また、「男のヨガ講座～体幹を鍛えて免疫力アップ～」や「マイペースで健康体操講座」といった実際に体を動かす講座の人気も高く、多くの受講者がありました。来年度は、受講者を男性に限定しないヨガ講座の実施や健康体操講座を2クラスに増やす等の充実を図りたいと考えています。

令和6年度も引き続き講座の申し込みをされた受講者に、受講漏れ防止の対策として、開催の日程を記載したハガキを送付し、受講日の周知に努めました。しかしながら、郵便料金的大幅な値上げがあったこととハガキの発送後のキャンセルが増えてきたことで少なからず影響が出てきたため、今後もハガキの送付を続けるかどうか検討していきたいと考えています。

また、11月開催の総合福祉センター運営委員会で、委員から市内の各種老人福祉施設への情報提供をしてはどうかと提案がありましたので、当該提案についても積極的に行っていきたいと考えています。

登録グループについては、中央老人福祉センター事業区分の登録グループ数は、27グループ（前年比1グループ減）でした。会員や講師の高齢化により活動維持が困難になったため、登録グループ数が減少・伸び悩んでいるのではないかと考えています。

ただ、登録グループとは別にグループ（サークル）活動についての相談や関心も増えてきており、仲間づくりや生きがいくくり、居場所づくりの立ち上げ等への支援をしていくことも重要となってきました。グループ（サークル）活動への助言等も積極的に行っていきたいと考えています。

令和6年度は新型コロナウイルス感染症が5類移行となり2年目となりましたが、依然として一定数の感染者があるとの報告を耳にします。重症化を受けやすい60歳以上の市民が中央老人福祉センターの事業対象者であることから感染予防に努め、事業実施をしたいと考えています。また、近年の夏季や冬季の異常気象が顕著になってきたことに加え、引き続き受講者の年齢層が高くなってきていることに対する配慮や、介護予防事業にも注力し、新たな利用者の開拓に向け、魅力ある事業を実施していきたいと考えています。

③ 勤労女性福祉事業（働く女性の家）

働く女性の家では、男女雇用機会均等法の趣旨に則り、働く女性及び勤労者家庭の女性の日常生活に必要な援助やその福祉の増進に寄与するため、男女が共にワークライフバランスを考え多様な生き方が選択・実現出来るよう、就労支援事業、両立支援事業、男女共同参画事業、相談事業、自主事業を5つの柱として、女性の再就職に向けての講座や子育て中の方を対象にした講座も開催するなど、様々なニーズに対応していくことを考え実施しました。

講座受講者に対しては、アンケート調査を行い利用者ニーズの把握とその反映に努めています。

令和6年度の講座募集は、亀岡市の広報紙のほか、令和5年度同様亀岡市のLINEを利用し参加を呼び掛けたところです。しかしながら、LINEに掲載するタイミングや載せ方によって申し込み状況に差が出ましたので、今後も有効的にLINEを活用し、広く

市民の方に募集情報等を提供したいと思います。

令和6年度事業の実施状況は、令和5年度に比べ参加者が増えました。全体的に講座の出席率が良かったことがその理由のひとつと考えています。

働く女性の家主催事業において、講座に参加しやすいように託児業務を開設しており、生後6ヶ月から未就学児童までを対象に令和6年度は延べ18人（令和5年度33人）の託児を行いました。また、働く女性の家事業以外の利用が延べ41人ありました。

就労支援事業として、資格取得のための「MOS 検定 Excel 受験準備講座①基礎・②応用・③受験」を実施しました。就労の選択肢を広げるためや仕事での効率化を図る目的で実施し、目的に沿った募集を行ったので、参加者の年代は20代～60代が多く、他の講座より平均年齢が若くなりました。また、今まで働く女性の家事業に参加されていない方の受講も多数ありました。出席率は①～③の平均で88%と高く、意欲的に受講されていました。1名の講座生から検定試験を受け、合格した報告がありました。一つの成果だと思います。

仕事と家庭の両立支援事業として、「ママ・パパのおしゃべりサロン」では、子育て中の親の仲間づくりを目的として、保育士が簡単な集団遊びや作品づくりを提案し、参加者同士のコミュニケーションを支援しています。令和6年度から子育て中のお父さんが参加できるように名称を改めましたが参加はありませんでした。また、令和5年度に比べ参加者は減少したため、内容や広報等の工夫が必要だと考えています。

働き続けるためのココロとカラダづくりを目的に「姿勢改善ピラティス講座」を実施しました。大変人気のある講座でしたので、令和6年度は多くの方に参加いただけるように午前中を9時40分からと11時からの2部に分け、さらに講師指導が行き届き参加者の満足度を上げるため定員を35人から25人に下げて行いました。参加者の健康に関する意識も高く出席率は70%を超えました。

家族が参加できる催しとして、「親子で楽しくパンづくり講座」を開催しました。9家族24名の参加があり大変盛況でした。講師の方の指導が良く皆さん口々に楽しかったと言われていました。来年度も親子で参加できる事業を考えていきたいと思っています。

セミナー事業では、「資産運用講座」を3月に実施しました。近畿労働金庫亀岡支店の方に講師をお願いしました。参加者からは「今までなんとなく知っていたことがよく理解できた」と言われ、少しは一助になれたのかと思います。

今後も旬な話題を盛り込み、皆さんに役立つ講座の企画を行います。

男女共同参画事業では、「就活に役立つ話し方講座」を2月に開催しました。講師の方が熱心にわかりやすくお話をされ、とても良い内容だったと思います。ただ、参加者が少なく残念でした。

女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）には、1階ガラスケースに啓発用ポスターやチラシを掲示し「DV啓発パープルリボン活動」を実施しました。

市人権啓発課男女共同参画推進係と共催で、7月にエンパワーメントセミナー「自己肯定感を高めるためのヒント～自分を受け入れるとは？～」と1月には「男女共同参画講座 スマホ動画入門セミナー」を開催しました。

男女共同参画事業の事業全体に言えることですが、参加者が少なく、関心が余りないような印象があります。男女共同参画と言うと堅いイメージがあると思うので、参加しやすい内容で事業を企画していますがもう一工夫必要だと感じました。

相談事業の「女子会カフェ」は、コンシャスネス・レイジング（CR）、女性が「語り合う」ことで自分の思いに気づき、自分らしさを取り戻しながら、意識の変革や覚醒を図る目的に開催しています。特に、ジェンダー規範から生じる、不安やストレス・劣等感などは、個人の問題ではなく社会関係の中で生まれる問題と気づき、心の負担が軽減するよう、ファシリテーターが話し合いの支援を行いました。

主訴・テーマは、人間関係・介護・心身の健康・生き方など多様ですが、なぜ不安になるのかを知ること、そのことは自分を知ることにもつながることから考え方のメカニズムを女子会カフェの中に入れこむように努めました。

また、民法改正に伴う相続制度の変更や介護保険制度等の情報提供も行いました。

令和6年度参加者が減少しました。年々少なくなってきました。亀岡市広報やホームページ掲載にも掲載していますが増加につながりませんでした。専門の相談窓口を選択されるのか、女子会カフェの認知度が低いのか、女子会カフェと言う事業名で内容が分かりにくいのか、減少の理由はわかりません。

しかしながら一定ルールの中で、自分と異なる考え方や意見を聞く機会が持て、新しい情報を得る場になっており、参加者自身のエンパワーを支援できると考えていますので、今後も参加者が増えるような工夫を考えながら事業を進めていきます。

自主事業は法人の自主事業として、主に働く女性を対象に下記のとおり働く女性の家事

業を実施しました。利用者数は令和5年度より約500人増加しました。なつかしの歌声広場（水曜クラス・金曜クラス）・やさしいヨガ講座・身体のメンテナンス体操講座・保存食講座（白みそ、減塩みそ）・ハートサロンなどを実施しました。ただし、その中で参加者が少ない、また事業方針が現状と合わない講座を令和6年度で終了しました。

また、福祉事業団交流事業「亀岡市総合福祉センター活動展」を実施し、働く女性の家で行っている事業等を発表、展示、体験で紹介をしました。

講座開催の企画にあたっては、新規の講座、継続している講座双方に共通していますが、働く女性の家に今まで来られてない方ができるだけ参加いただけるように考えています。

令和6年度も、今までの課題に少しずつ取り組み成果のあった部分や、余り変えられなかった部分があります。成果としては、働く女性の家の対象者が多く参加できる講座を実施したことや少数ながら今まで働く女性の家に来られてない方が参加されたことです。課題としては、開催している講座の受講者の高齢化が進んで働く女性の家の対象者から隔たりが出てきていると考えます。また同じ方が繰り返し同じ講座への参加や同じ種類の講座に参加されます。講座が開催できることはありがたいと思う反面、新しい方が参加できる機会が減っているのではと感じています。しかし、長年の経緯に伴う課題であるため早急な解決はむづかしいと感じています。また参加者が少ない講座もありましたので、内容、広報等改めて知恵を絞り増加に繋げたいと考えています。今後も少しずつ課題に取り組んでいき、魅力ある亀岡市働く女性の家を目指したいと考えています。

④ 勤労青少年福祉事業（勤労青少年ホーム）

勤労青少年ホームでは、35歳までの若者を対象に相談事業を行いました。キャリアカウンセラー・臨床心理士・精神保健福祉士による専門相談「カウンセリング@ホーム」を開設し、青少年の生活相談・職業相談・その他の悩みの相談など、様々な問題解決に向けてカウンセラーと一緒に考えるなど若者が課題を乗り越えていくための支援を目的に実施しました。

○カウンセリング開設日：全24回（48枠） 第1・第3木曜日（月2回）

午後7時～9時 ①19：00～19：50 ②20：00～20：50

○相談員： 2名（第1と第3木曜日の各日で担当を固定）

○相談者数： 4名（新規：1名、継続：3名）

○相談申込件数：36件（内、キャンセル3件）

○相談実施回数：33件（男性：23件 女性：0件 母親：10件）

相談実施状況としては、今年度も継続利用者は毎月又は隔月に定期的に来談されていました。相談内容としては、家族関係の悩みや対人関係について、仕事について等でした。

新規相談者は前年度3名でしたが、今年度は1名となりました。新規相談者が少なかつたため、結果的に継続相談者が繰り返し相談を受けられることになったと思われます。

より多くの市民に当該相談が悩みの解決や手助けにつながる一つの選択肢として役立ててもらえるよう、今後も広報活動に取り組んでいきたいと考えています。

年間を通じて良かった点は「相談者が自身や家族のことを客観的に見られるようになり良い変化や落ち着きが出てきたこと」「カウンセリングを通じて相談者が新たな気づきや視点が得られ、実生活にも取り入れられている様子が伺えたこと」が挙げられます。また、課題としては継続相談者の中に保護者が来談され、本人は同席しないケースが挙げられます。本人が来談されることが望ましいと考えていますので、引き続き本人が相談に来られるように取り組んでいきます。また、その保護者の相談内容が、対象者への相談から保護者自身の相談に変わっている場合が見受けられるので、カウンセラーと協議しながら対応を進めたいと考えています。

継続相談者で2枠が埋まった時の新規相談者の対応については、継続相談者の時間を短縮し、新規相談者を受け入れています。新規相談者からは継続的な相談の希望もあることから、長期の継続相談者には他の相談機関に引き継ぐ、回数を減らす等の対応を行い、新規相談者の希望に応えられるよう受け入れやすい工夫も必要と考えています。

継続相談者、新規相談者双方が利用しやすい相談の場となるよう、対応の検討を続けていくことが大切だと考えています。

⑤ その他

本年度も11月に亀岡市福祉事業団交流事業を実施しました。

事業団主催事業を中心に登録グループにも参加を呼びかけ「亀岡市総合福祉センター活動展」を実施。ホール発表や作品展示、講演会、体験広場などを行いました。新たな試みのひとつとして「ミニ鉄道」を計画し、家族でも楽しんでいただけるよう工夫しました。また、講演会では亀岡市出身の関西テレビ報道デスク神崎博さんに「ニュースの見方をデスクが解説～デスクから見た亀岡・どうする亀岡～」と題してお話しいただき、多くの人に

参加していただきました。

更には、今年度は飲食関係として、キッチンカー以外に模擬店も復活させました。しかしながらコロナ禍を経て南丹保健所の模擬店開設に関するハードルも高くなっており、来年度の模擬店開設は困難が予想されます。

登録グループは22グループの有志が参加されました。

最終的に2日間合わせて1,550人の参加があり、成功裏に終えることができました。

その他 ガラスケース展示（季節）

登録グループ活動支援（利用料減免、広報支援、相談）

各種相談対応

（3）施設管理及び施設貸与事業（公益事業2）

① 施設管理事業

総合福祉センターの指定管理者として安心して施設を利用していただくため、亀岡市との指定管理協定書に基づき、適切な施設の管理を行いました。法令で定められている点検実施の他、各部屋・トイレ等の全館施設については、利用者の使用前に日々職員が点検を行うとともに、簡易な修繕や排水施設清掃、樹木の剪定等を行い、施設管理の維持に努めました。

令和6年度も日常の節電や電力調整等に努めましたが、予想外の異常気象により冷房や暖房が必要な期間が長引くとともに各種料金単価も大幅に値上がり、施設の管理経費に大きな影響を受けました。

昨今の物価高による値上げの影響は先行きが見えず、今後の施設運営に影響を及ぼすことは不可避と思われます。

令和6年度は、ポールロープ修繕、機械室排水修繕、温水ボイラー部材取替、2階多目的トイレ小便器自動洗浄弁取替、消防設備点検後の不具合箇所の修繕、屋上ファンルーム給水ポンプ取替等を行い、種々適正な施設維持管理に努めましたが、建築後42年が経過し、急を要する修繕や高額な修繕が増えてくることから、今後も計画的に施設のメンテナンスや大規模修繕の必要があるため、亀岡市担当課と共通認識を持ちながら協議を進めたいと考えています。

② 施設貸与（公益）事業

平成24年度からスタートした登録グループ制度に基づき、令和6年度は49の登録グループが活発に活動されました。なお、登録グループの活動については、令和6年度の総合福祉センター利用件数の約26%を占め、利用料金は3割減免とはなっていますが、全体の約65%を占めています。

登録グループの登録要件の1つである「事業団交流事業への積極的参加」の内容については、グループの選択肢を増やすことと自主性を尊重する意味を含め、グループの館外での市民との交流活動の推奨や体験会の開催、館内のガラスケースでの活動展示の開催等に拡げました。

（4）施設貸与（非公益）事業（収益事業）

公益目的事業以外の施設の貸与も行っており、営利目的等条例規定を除く研修会や会議などの利用がありました。飲料水の自動販売機の設置やコピーサービスについては、施設利用者の利便を図るため、引き続き実施をしました。

また、働く女性の家が自主事業として、なつかしの歌声広場・身体のメンテナンス講座・保存食講座等の収益事業を実施しました。いずれも利用者のニーズの高い講座で、女性が力を高められるよう人と情報の出会いの場を提供しました。

さらに、事業団交流事業の参加を登録グループから募り、自主的な活動の場を提供しました。